

《特別教育》

車両系木材伐出機械（伐木等機械）運転業務特別教育受講申込書/ 修了証交付台帳

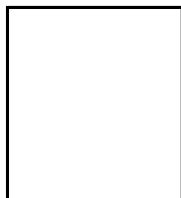
貴支部主催の標記特別教育を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証 No.	
生年月日	昭和 平成	年 月 日	交付年月日	※
現住所	〒  TEL			
*所属事業所名及び住所 代表者職氏名	〒  TEL			
(注)	1.氏名欄は必ずふりがなを記入してください。 2.現住所は、正確に地番まで記入してください。 3.※印欄は記入しないでください。 4.6カ月以内に撮影した写真(自動車免許証サイズ3.0×2.4)を2枚添付してください。 5.*所属事業所がない方は記入不要です。 ◎尚、ご提出頂いた内容は、当講習事業以外の目的では、一切使用致しません。			

◆一部省略の方は下記の該当する欄にチェックを入れ、必要な証明書類を添付して下さい。

チェック欄	免除要件	添付が必要な証明書類
<input type="checkbox"/>	他の車両系木材伐出機械（簡易架線集材装置等・走行集材機械）の運転業務特別教育を修了されている方	・付表①（※添付資料含む）
<input type="checkbox"/>	車両系建設機械（整地等・基礎工事用・解体用）運転、又は不整地運搬車運転にかかる技能講習を修了されている方	・当該修了証の写し（両面）
<input type="checkbox"/>	小型車両系建設機械（整地等・基礎工事用・解体用）運転、又は小型不整地運搬車運転にかかる特別教育を修了されている方	・付表①（※添付資料含む）

※上記の「添付が必要な証明書類」がない場合、一部省略は認められません。



平成 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 奈良県支部長 様

## 車両系木材伐出機械（伐木等機械）運転業務特別教育講習会開催のお知らせ

林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴い、これまで「高性能林業機械」と称されていた機械が、法令上「車両系木材伐出機械」と位置付けられ、3種類に区分されました。

以前より、労働安全衛生規則（第59条3項）において「事業者は、危険又は有害な業務で省令の定めるものに労働者を就かせるときは、当該業務の関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない」と、規程されています。

この度の法令改正により、この「車両系木材伐出機械」の運転業務は特別教育が必要な業務に追加されました。

平成26年12月1日以降については、この特別教育を修了した者が「車両系木材伐出機械」の運転業務に従事できることとなっております。

ついではそのなかで、伐木等機械（フェラバンチャ・ハーベスタ・プロセッサ・木材グラップル等）の講習会を下記の通り開催致しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

また、平成26年1月15日付けの厚生労働省の通達により、教育（講習）時間並びに全部又は一部を省略する要件等、改正された「安全衛生特別教育規程」の細部事項が示されましたので併せて別紙にてご案内致します。

## 記

- ①【日 時】 2019年 7月 2日（火）～ 3日（水）  
両日とも：受付は8：30～ 講習開始は9：00～
- ②【講習会場】 奈良県林業機械化推進センター/吉野郡吉野町香東1320番地
- ③【講習科目】 別紙参照
- ④【受講料等】 32,000円（税込）（※科目の一部省略に該当する方は25,000円（税込））  
テキスト代3,600円（税込）※他の走行集材機械・簡易架線集材装置等も共通  
合計35,600円（税込）（※科目の一部省略に該当する方は金額が変わります）  
※恐縮ですが、振込手数料は貴方でご負担ください。
- ⑤【振込先】 南都銀行・橿原支店・普通預金・145600  
リンザイギョウウサイボウシ キョウカクサケン シンチョウ タニオクダツグ  
林業労働災害防止協会奈良県支部長谷奥忠嗣
- ⑥【申込先・  
申込み方法】 開催日の5日前までに、本人確認書（運転免許証等写し）・  
一部省略がある方は、必要書類等）・顔写真（縦3cm×横2cm）を  
添えて下記まで申し込んでください。  
〒634-0804 橿原市内膳町5-5-9  
林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部 TEL0744-22-6281

- ⑦【その他】
- ・受講票は発行しておりませんので、当日受付でお名前を申請してください。
  - ・所定の時間受講された方は、後日修了証が交付されます。
  - ・テキストは講習会場でお渡しします。
  - ・昼食、筆記用具、ヘルメット、手袋、雨合羽等は各自でご用意ください。
  - ・受講申込後のキャンセルの場合は、講習の3日前までに必ず連絡してください。

伐木等機械運転業務特別教育の講習科目及び時間と一部免除の要件

科目	講習時間	受講科目の省略（講習の一部免除に該当する条件）			
		簡易架線集材装置等の運転業務特別教育修了者	走行集材機械の運転業務特別教育修了者	車両系建設機械及び不整地運搬車の運転業務の技能講習又は特別教育修了者	伐木等機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者
学科					
伐木等機械に関する知識	1h				
伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1h	免除	免除		
伐木等機械の作業に関する知識	2h				
伐木等機械運転に必要な一般的事項に関する知識	1h	免除	免除		
関係法令	1h				
実技					
伐木等機械の走行の操作	2h		免除	免除	免除
伐木等機械作業のための装置の操作	4h				免除

◆該当機械

- ①フェラバンチャ ②ハーベスタ ③プロセッサ ④木材グラップル機 ⑤グラップルソー

(付表)

林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部 御中

下記の通り「特別教育」又は「安全衛生教育」を修了していることを証明いたします。

記

① 講習機関等にて受講した場合

講習名

交付日 昭和・平成 年 月 日 (修了証番号: )

実施機関名

※上記に該当する修了証(両面)コピーを添付して下さい

上記の記載事項並びに添付資料について相違ありません。

[受講者] 氏名(本人自署)

印

② 事業者にて実施した場合

講習名

学科講習日 昭和・平成 年 月 日 時間

実施場所

使用教材名

実技講習日 昭和・平成 年 月 日 時間

実施場所

使用機材  所有機材 ※別添の検査記録表(写)のとおり

(右欄にチェック)  リース・レンタル機材 ※別添の契約書(写)及び機体の仕様書(写)等のとおり

※上記の「使用機材」が確認できる資料を添付して下さい。契約書がない場合、実施日に借用していたことを証する他の書類でも構いません。

上記の記載事項並びに添付資料について相違ありません。

[証明者] 住所

名称

代表者職氏名

印

[受講者] 氏名(本人自署)

印